2012年9月14日

宇治市長　久保田勇様

日本共産党宇治市会議員団
団長　　水　谷　　修

8月豪雨災害の対策について（申し入れ）

8月豪雨によって、死者１名、不明者１名、浸水被害２０００戸以上という宇治市政施行以来の過去最大級の災害に見舞われました。

お亡くなりになられた被害者のご冥福をお祈りするとともに、被災者に対し心からお見舞い申し上げます。

また、発災後、昼夜を問わず、救援・支援、復旧に取り組んでこられた市職員、消防職・団員、警察官・自衛隊員の皆さん、さらに多くのボランティアの方々に、心からお礼と感謝を申し上げます。

現在の科学力では降雨をコントロールすることはできませんが、災害を最小限におさえることは、政治と行政の責任です。そうした点で振り返ると、治水・治山や防災体制など多くの問題点があることも否めない事実です。

宇治市の河川行政の基礎となる降雨強度は時間雨量６３、５ミリです。昨今のゲリラ豪雨多発という状況下で、降雨強度引き上げが必要であり、多くの専門家からの指摘や私どもの要求を宇治市は拒否し続け、降雨実態に見合わない低レベルの降雨強度に固執してきたことは厳しく指摘しなければなりません。

また、弥陀次郎川は天井川決壊という大事故になり、多くの全壊、床上・床下浸水、車両全損などの被害を引き起こしました。京都府は、想定外の降雨量が原因であるかのように説明していますが、決壊個所で河川の容量を超えて溢れ出したものではありません。「河道の底あたりの土手から、ホースから溢れだすように水が流れていた」「その後１０～１５分後に堤防コンクリートが崩壊」（近隣住民聞き取り調査）したパイピング破壊によって決壊した可能性が濃厚です。河川構造物の老朽化（漏水・ひび割れなど）が原因であり、決壊の可能性を予見しながら放置してきた責任は重大です。

志津川、炭山地域、戦川・新田川では、上流の開発や、伐採木・間伐材の放置や治山を怠ってきた結果、大災害をもたらしたもので、十分な検証と抜本対策が必要であり、また、危険な状態が続いており、二次災害の危険にさらされています。

ハザードマップに想定していなかった蒐道地域や新田駅付近の水害は、開発や上流部の保安林保全が充分でなかったことや、名木川の出水期での河川内工事など、特別の要因が指摘されています。

静山荘横の「塔の島第1排水機場」の排水バルブは宇治市が出水時に開けなければならないことになっているのに操作が５時以降に遅延したことによる水害でした。

東宇治地域では、土石流や土砂崩れ、流木・土砂まじりの濁流という、これまでの浸水被害とは質を異にする甚大な被害でした。

槇島町落合では承水溝の未整備が、羽拍子地域では旧24号線下の水路の未整備が、ウトロや伊勢田地域では下流の未整備が、西小倉・小倉地域では排水対策の未整備が原因でした。このように西宇治地域では、従前の水害をはるかに上回る箇所で、これまで以上の水位の水害となりました。

防災体制の課題では、発災時をはじめ、情報把握や体制のコントロールが十分できなかったと言わざるを得ない状況も多く見られました。そうした中で、市が被災者に提供するおにぎりを炎天下、屋外に長時間放置したことにより、被災地で集団食中毒を発生させる重大な事案も引き起こしました。

宇治市は、被災者支援策の策定と追加対策を講じ、そのための２３億円の補正予算を９月１８日に提案しようとしています。

しかし、十分な予算と方策とはなっていません。

日本共産党宇治市会議員団は、現下の被災者の窮状に鑑み、早急な生活と営業の再建策の強化、二次災害の防止、河川・道路、農地などの改修・復旧を大急ぎで行うこと等について、下記のとおり緊急に申し入れるものです。要望事項をご検討いただき、９月議会中での追加補正予算など、追加対策を講じられるよう強く求めるものです。

記

1、　被災者の生活と営業の再建・支援策の強化について

①支援・見舞金の対象が「床上浸水」以上の被災市民に限定されていますが、対象を帰省中の被災者、法人である被災者、車両損壊者、床下浸水の被災者などに拡大すること。

②支援策・見舞金の内容を、車両や家財、営業の再建策、事業所・工場・機械などの修復・修理など、拡充すること。
②低所得者・年金生活者・高齢者などへの特別の追加支援策を行うこと。
③改修困難な被災者に公営住宅など住宅の手当を行うこと。
④被災者のローンについて、返済額の縮減、返済期間の延長など「二重ローン対策」を金融機関に要請するとともに、市の貸し付けなど、必要な対策を講じること。
⑤被災家屋などの除却についての支援策を追加すること。
⑥医療機関の機器類の被害などを把握し、支援策を講じること。
⑦商工業施設の被害に対し、融資を充実（二重ローン対策など）するとともに、支援策を講じること。

２、二次災害防止の緊急対策について

①全ての山腹崩壊箇所の安全対策を具体化し早期に実施すること。
②渓流の土石流防止対策を早期に実施すること。
③上流部の倒木、土砂の撤去を早期に行うこと。
④河川の暫定復旧は、現況復旧にとどまらず、安全が確保できるようにすること。
⑤山主に対する助成など安全対策を支援するとともに、山主への指導を行うこと。
⑥市有林は率先垂範し、安全対策を急ぐこと。

３、「災害復旧」としての河川・道路、農地などの改修・復旧について

①河川復旧工事は、「現況復旧」にとどまらず、十分な降雨強度の河道を確保すること。改修・復旧を急ぐこと。
②道路・橋梁の復旧工事は、「現況復旧」にとどまらず、必要な幅員確保、橋梁の高さ確保など、安全を担保するとともに急ぐこと。
③農地の復旧は「３年計画」を期間短縮すること。農家負担を縮減すること。茶畑などは、山肌崩落の改善など対象外をなくすこと。

４、対策強化のための体制強化について

①２３億円の補正予算をはじめ、被災者支援策の丁寧な執行を担保する体制をつくること。
②災害対応のために、既決予算の執行、一般事業の執行に支障が出始めており、遅滞ない執行のための体制をつくること。
③職員の過酷な勤務実態に鑑み、長期にわたる被災者支援・復旧事業を勘案し、健康管理と体制強化をはかること。

５、原因究明と抜本対策について

①それぞれの事案ごとの災害原因の究明をおこない、再発防止策を講じること。
②河川の降雨強度を少なくとも時間雨量１００ミリ程度に見直し、河川整備計画を見直すこと。
③被災した道路は、抜本的に、改修すること。
④治山事業、森林法に基づく事業を根本から見直し、森林保全を抜本強化すること。
⑤山間地集落は、災害に強い道路を２方向に確保すること。
⑥今回の災害を全面検証し、防災計画の全体および、水害対策を抜本見直しすること。